



お支払いする場合

- 健康診断で「乳がん」の疑いがあるとされて病理組織学的検査を行なったところ「しんじゅんせい浸潤性のがん」と診断確定されたケース。
- 病院の病理組織学的検査で「胃がん」と診断確定されたケース。
- 病院の精密検査で「白血病 (造血組織の悪性新生物)」と診断確定されたケース。



お支払いできない場合

- 健康診断で「乳がん」の疑いがあるとされて病理組織学的検査を行なったところ「ひ しんじゅんせい にゅうかん非浸潤性乳管がん」と診断確定されたケース。
 - ➔ 「ひ しんじゅんせい にゅうかん非浸潤性乳管がん」は「お支払いの対象となる悪性新生物」に該当しないため、お支払いできません。
- 病院の精密検査で「上皮内がん」と診断確定されたケース。
 - ➔ 「上皮内がん (上皮内悪性黒色腫を含む)」は「お支払いの対象となる悪性新生物」に該当しないため、お支払いできません。

解説

- 「がん」に対する保険金や給付金は、「対象となるがんの範囲」「がんと診断確定された時期」などに条件があります。

がん保障特約でお支払いできない例

- 「がん」が「上皮内がん (※1) や「ひしんじゅんせい非浸潤性のがん」、「悪性黒色腫以外の皮膚がん」の場合
- 「しゅよう腫瘍」が「良性」、「子宮頸がん」が「0期」の場合
- ご加入直後 (責任開始の日からその日を含めて90日以内) に「がん」と診断確定された場合 など

(※1) 上皮内がんであるなどの診断がなされた場合でも、部位などによっては、お支払いの対象となる場合があります。



これらの条件は、ご契約 (特約) によって異なります。

「がん特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」では「上皮内がん」もお支払いの対象となります。

悪性新生物(がん)・上皮内新生物について

お支払いの対象となる 悪性新生物(がん)・上皮内新生物の範囲

取扱いの異なる保険金(特約名)などの例		がん保険金(がん保障特約)	がん・上皮内新生物保険金(がん・上皮内新生物保障特約)	がんによる特約保険料払込免除(がん保険料払込免除特約)	
新生物の種類					
悪性新生物(がん)	皮膚がん以外の悪性新生物	○*	○	○*	
	皮膚がん	皮膚の悪性黒色腫	○*	○	○*
		皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん	—	○	—
上皮内新生物		—	○	—	

※組織への浸潤(悪性新生物(がん)の細胞が次第に周囲の組織に入り込み、広がっていくこと)がある場合、お支払いの対象となります。

悪性新生物(がん)の対象となる病名(例)



肝臓がん、甲状腺がん、悪性リンパ腫、白血病、真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症、ランゲルハンス細胞組織球症、神経内分泌腫瘍、直腸カルチノイド、胸腺腫、GIST(消化管間質腫瘍) など

上皮内新生物の対象となる病名(例)



大腸の粘膜内がん、乳腺の非浸潤性乳管がん、膀胱や尿管などの乳頭状非浸潤がん、子宮頸がんなどの上皮内がん、子宮頸部高度異形成・中等度異形成 など



国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、お支払いの対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含まれません。

「がん特約」のがん入院給付金は、悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療を目的として入院したときお支払いします。

この治療には、悪性新生物(がん)・上皮内新生物の組織を切除する外科的手術のための入院のほか以下を含みます。

- ・抗がん剤投与を受けるための入院
- ・がんに対する放射線治療を受けるための入院
- ・がん術後の合併症・後遺症に対する治療を受けるための入院 など